

児童手当法の一部を改正する法律案について

1 法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を3歳以上小学校第3学年修了前まで延長することとする。

(1) 3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間の延長

3歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、3歳以上小学校第3学年修了前まで延長する。

(2) 経過措置

支給額及び額の改定に関する経過措置を設ける。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成16年4月1日

(2) 閣議予定日

平成16年2月10日(火)

照会先：雇用均等・児童家庭局育成環境課(内線7908)